

上京区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区（昭和30年9月20日
上京区選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のとおり改正します。

平成20年5月29日

上京区選挙管理委員会
委員長 後藤悦三

第14投票区の項中「福長町，観三橋町，」，「徳大寺殿町，」，「武者小路町，」，「一松町，今凶子町，」，「一条殿町，」，「梅屋町，小島町，」，「堀出シ町，」及び「北小路室町，」を削る。

第15投票区の項中「大峰凶子町」の右に「，福長町，観三橋町，徳大寺殿町，武者小路町，一松町，今凶子町，一条殿町，梅屋町，小島町，堀出シ町，北小路室町」を加える。

（上京区選挙管理委員会事務局）